

平成 30 年 7 月 吉日

ご家族・ご関係者 様

介護老人保健施設ふれあいの百合

総務課 田村・渡辺・田中

① 介護保険負担割合証、②介護保険負担限度額認定証 の提出について

( ①・②は、平成 30 年 7 月 31 日で期限切れとなります )

① 介護保険負担割合証が、ご自宅に届きましたら必ず当施設に提出して下さい。

(全ての方が対象です)

② 介護保険負担限度額認定証 お持ちの方は、更新手続きが必要です。

(該当者のみご提出下さい)

市区町村によって申請手続き等が異なりますので、役所窓口にてご確認の うえ

「介護保険負担割合証」、「介護保険負担限度額認定証」の提出をお願いします。

お手元に届きましたら 8月10日(金)までに 1F事務所に

必ずご提出下さいますようお願い申し上げます。

尚、期限を過ぎてしまいますと請求金額が大きく増加致しますのでご注意ください。

以上